

大阪公立大学 漕艇部 紅臈会 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会を、紅臈会と称する。

第2条 本部及び所在地

本会の本部は大阪公立大学体育会漕艇部(以下漕艇部)艇庫内に置く。

所在地は〒534-0027 大阪市都島区中野町 1-10-6 桜ノ宮公園内。

また、関東支部を設け静岡、長野、新潟以北を担当する。

第3条 目的

本会は、本会会員の相互親睦・協力と現役との親睦を深め、漕艇部の発展のために、物心両面からその活動を支援することを目的とする。

第4条 活動

本会は前条の目的を実現するために以下の活動を行う。

1. 監督、コーチによる漕艇部員への技術的支援
2. 漕艇部への財政的支援及び組織運営上のアドバイス
3. 会誌の発行、会員名簿の作成と管理
4. 会員相互の親睦を図るための諸活動
5. 学内、他大学及び関係諸団体等との交流、協力活動
6. その他本会の目的を達成するための諸活動

第2章 会員

第5条 会員

1. 本会は次の会員で構成する

- 1) 正会員は、紅撓会・飛翔会に在籍した者(会員)及び漕艇部に在籍し、本大学を卒業した者。尚、退部又は退学し、本会への入会を希望するものについては総会での承認により正会員として入会を許可する。
- 2) 名誉会員は、正会員である会長、部長、監督、コーチ等漕艇部の発展に貢献があり、総会で承認を受けた者。本会と漕艇部の運営、諸活動に適宜助言を行う。
- 3) 特別会員は、漕艇部の発展に貢献があり、総会で承認を受けた者。
本会と漕艇部の運営、諸活動に適宜助言を行う。

第3章 役員

第6条 役員

1. 本会には、次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 5名以内
- 3) 幹事長 1名
- 4) 副幹事長 2名
- 5) 会計 1名 状況により副会計を設ける
- 6) 書記 1名 状況により副書記を設ける
- 7) 監事 2名
- 8) 幹事 20名程度。
- 9) 学生幹事 2名(内1名は主務) 漕艇部より推薦を受けた現役部員

2. 役員の職掌は下記とする。

- 1) 会長は、本会を掌握し、本会の運営を円滑に推進せしめる義務を有する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、本会の運営を円滑に推進する。会長に事故ある時はこれを代行する。尚、1名は関東支部長とする。
- 3) 幹事長は幹事会を運営、統括する。
- 4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故がある時は、これを代行する。
- 5) 会計は滞りなく会費等を出納し、本会の活動資金の確保と管理、予算及び決算の検討・作成等に関する一切の業務を取りまとめ、総会で報告する。
また、会員の最新情報に基づき名簿を一元管理し、当面の間会報等の送付(郵便・メール)を行う。
- 6) 書記は、本会に関する連絡及び活動状況を記帳する。
- 7) 監事は、決算案を監査し総会で報告する。
- 8) 幹事は、各学年・年代層を代表し、各年代層内の連絡を密にし、本会に対する要望の取りまとめを行う。
- 9) 学生幹事は、学生を代表し、学生からの要望を伝えると共に、幹事会の内容を学生に伝える。

第7条 任命

役員は幹事会が会員の中から推挙し、総会での決議を経て任命される。

第8条 任期

本会の役員の任期は、原則として3年とする。再任は妨げないが原則として、2期までとする。

但し、役職につかない幹事は適用外とする。

第9条 漕艇部監督・監督補佐及びコーチの委嘱等

漕艇部監督・監督補佐及びコーチは次のようにして委嘱する。

1. 漕艇部監督・監督補佐は幹事会において会員の中から推挙し、総会で委嘱する。
2. コーチは監督が中心となり幹事会において会員内外から選出し、委嘱する。
3. 漕艇部監督・監督補佐及びコーチにそれぞれ一定の活動費を支給する。
4. 漕艇部監督・監督補佐及びコーチの任期は、原則として第8条に準ずるものとする。

第4章 機 関

第10条 議決及び執行機関

1. 本会に次の機関をおく。
 - 1) 総会(定時総会及び臨時総会)
 - 2) 幹事会
 - 3) 委員会

第11条 総 会(定時総会及び臨時総会)

総会は以下のとおり運営、実施する。

1. 本会は、年に1回、会計年度末から60日以内に定時総会を開催し、次の事項を審議し決定する。
 - 1) 本会の予算及び決算に関する事項
 - 2) 本会の事業計画及び実施に関する事項
 - 3) 役員及び漕艇部監督の選任に関する事項
 - 4) その他重要事項
2. 本会において、重要議題が生じたり、あるいは、会員の要望ある時は、会長の権限で臨時総会を招集する。
3. 総会審議事項は出席者の過半数の賛成により決定する。
4. 総会には、「オンライン会議システム」(発言等の情報伝達の双方性及び即時性が確保されているものに限り)(以下「オンライン会議」という)により参加し、表決することができる。
5. 総会における審議の議事録・会計収支報告書は、その都度 遅滞なく 会員に配布する。
6. 総会で承認を受けた会計書類及びその他資料は艇庫内紅鰐会本部に保管する。

第12条 幹事会

幹事会の構成と運営は次のとおり。

1. 幹事会は執行機関であり、役員及び監督で構成する。
2. 原則として隔月に幹事会を開催し、会の活動に関わる具体的事項を審議する。また、総会に付議する議案を作成する。出席者の過半数の賛成をもって決議する。
3. 幹事会にはオンライン会議により参加し、表決することができる。
4. その他、本会の目的(第3条)を達成するために幹事会に委員会を設置し、必要な活動を行う。委員会の委員長・副委員長は幹事から人選する。

第13条 委員会の設置と運営

幹事会の下に次の委員会を設置する。

1. 各委員会の任務は以下のとおり。
 - 1) 総務・広報委員会 : 会報の編集と発行、総会資料の作成。
将来的には会報等の送付(郵送・メール)を担当する。
 - 2) 安全委員会: 現役部員に対する安全意識の啓蒙、安全管理に有益な助言および必要な費用の支援
 - 3) 新艇建造委員会: 新艇購入に際しては、その都度新艇建造委員会を設置し、艇の選定に当たる。
 - 4) 新艇庫並びに合宿所建設委員会
 - 5) 一般社団法人設立委員会
2. 委員会の構成
 - 1) 各委員会は委員長・副委員長各1名及び委員若干名で構成し、その選任は会員の中から互選する。
 - 2) 各委員会は活動結果を幹事会に報告するとともに必要に応じて会誌などに掲載する。
 - 3) 委員の構成及び選任は幹事会が決定する。

第5章 会 計

第14条 会計年度

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わるものとする。

第15条 予算・決算

本会の予算・決算は会計が管轄する。

第16条 予算書及び決算書の作成と監査

会計は本会の予算書及び決算書を作成し、決算書は監事の監査を受けた後、幹事会に報告し、定時総会に提出のうえ承認を得なければならない。

第17条 会費

会費及び納付時期・方法等の詳細については、細則に定める。

第18条 名簿

1. 会員の最新情報に基づき名簿を管理し、会報等の送付(郵便・メール)を行う。
2. 会員情報が必要な場合は会計担当幹事に書面にて依頼し、事前に了解を得る。

第6章 会則の改訂

第19条 改訂

本会則の改訂は、総会において出席者の3分の2以上の賛同をもって行う。

第7章 補則

第20条 会員相互間の協力

本会は、会員相互間の親睦と協力を目的としており、各々の冠婚葬祭に関しては、本会より助力する。

第21条 新入会員の受入れ

学部卒業後4月1日をもって正会員として受入れる。

第22条 会員の異動

本会会員の改姓名、住所変更及び勤務先変更時は、役員まで遅滞なく連絡する。

第23条 会員の慶弔の取扱い

慶弔についての対応は、会長判断・指示により行う。

1. 慶弔の対象は会員本人とし、会長名で慶弔電を送る。
2. 会長は故人の漕艇部及び当会在籍時の功績等を判断し、供花等を贈ることができる。

第24条 効力

本会則は、令和4年10月1日より効力を有する。

細則

1. 年会費は¥15,000とする。

正会員は会費とし1口1万5千円、1口以上を納付するものとする。

2. 会費の納付

会費の納付は当面の間暫定的に旧市大紅橈会・旧府大飛翔会が設定した口座に振り込む。

3. 会費の返還

会費の返還は事情の如何を問わず行わないものとする。

4. 会費の支払期日

- 1) 支払期日は年度内とする。また、未納会員に対しては適切な時期・方法で支払の依頼を

する。

2) 年度内に納入することを前提に、会費の分納をみとめる。

5. その他

1) 本会は、剰余金の分配は行わない。

2) 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当会と類似の目的を有する団体に贈与する。

改定履歴